

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年11月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000198号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000099号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年9月1日から平成29年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から同年11月までの標準報酬月額については28万円から30万円、同年12月から平成29年11月までの標準報酬月額については28万円から36万円とする。

平成28年9月から平成29年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月から平成29年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年6月10日の標準賞与額を48万7,000円、同年12月10日の標準賞与額を53万6,000円、平成29年6月12日の標準賞与額を63万6,000円に訂正することが必要である。

平成28年6月10日、同年12月10日及び平成29年6月12日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月10日、同年12月10日及び平成29年6月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年9月1日から平成29年12月1日まで  
② 平成28年6月10日  
③ 平成28年12月10日

④ 平成 29 年 6 月 12 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が給与明細書の金額よりも低く記録されている。また、請求期間②、③及び④に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたので保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与明細書（以下「給与明細書（給与）」という。）により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書（給与）により確認できる本来の報酬月額から、平成 28 年 9 月から同年 11 月までの期間は 30 万円、同年 12 月から平成 29 年 11 月までの期間は 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 28 年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について標準報酬月額を 28 万円から 30 万円に訂正する届出、同年 12 月の標準報酬月額を 36 万円とする健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び平成 29 年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について標準報酬月額を 28 万円から 36 万円に訂正する届出を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 1 月 17 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②、③及び④の期間について、請求者から提出されたA社の賞与に係る給与明細書（以下「給与明細書（賞与）」という。）及び入出金明細により、請求者は、平成 28 年 6 月 10 日、同年 12 月 10 日及び平成 29 年 6 月 12 日において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②、③及び④の期間に係る標準賞与額については、給与明細書（賞与）により確認できる賞与額から平成 28 年 6 月 10 日は 48 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 53 万 6,000 円、平成 29 年 6 月 12 日は 63 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 6 月 10 日、同年 12 月 10 日及び平成 29 年 6 月 12 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 1 月 17 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 6 月 10 日、同年 12 月 10 日及び平成 29 年 6 月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間については、給与明細書（給与）により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000306号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000100号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年9月から昭和28年12月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA事業所の分院であるC事業所に勤務した期間のうち、昭和20年9月からの加入記録がない。C事業所に勤務していたことを記した夫の日誌があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者が作成した日誌によると、「昭和20年9月～昭和35年9月、A事業所」と記載されていることが確認できることから、B事業所の代表役員から提出された訂正請求記録の対象者に係る「記録証明書(\*)」によると、昭和24年11月22日からA事業所に勤務していたことが確認できることから、訂正請求記録の対象者が、請求期間の一部に同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和28年12月1日であることが確認でき、請求期間に適用事業所であったことが確認できない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、上記代表役員は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年12月1日より前の期間において、同事業所及びC事業所に勤務した者に係る厚生年金保険の取扱い及

び厚生年金保険料の控除について、不明である旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000311号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000101号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和22年10月1日から昭和28年4月1日まで

私の母(訂正請求記録の対象者)は、結婚のため退職する昭和28年3月まで、C社からA社に継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。C社を解散し、A社が設立された際に、台帳記載ミス若しくは記録消滅があったと思われるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、訂正請求記録の対象者はA社に勤務していた旨主張しているものの、B社の担当者は、請求期間当時の記録がなく、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務等の詳細は不明である旨回答しており、請求期間当時の代表取締役は既に亡くなっている上、C社にて厚生年金保険被保険者記録の確認できる9人を含む、A社において昭和22年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した15人について、全員が連絡先不明であることから、訂正請求記録の対象者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき連絡可能な12人に照会し、6人から回答を得たものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、訂正請求記録の対象者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間における整理番号に欠番はなく、訂正請求記録の対象者の氏名も見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000312号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000102号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月1日から昭和62年11月1日まで

A社に\*職として勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間当時、同社から給与明細書を交付され、社会保険の保険証を有していたため、当然に厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる3人が、請求者を記憶していると回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主が理事長を務めるB社の担当者は、当該事業主は健康上の理由から回答できず、当社において請求者に係る書類はなく、請求期間当時のスタッフもいないため、請求者の在籍を確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者がA社で事務を担当していたとする者は、社会保険担当者の名前は覚えていない旨回答しているところ、請求期間の始期である昭和61年4月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、全員同日で雇用保険に加入していることが確認できるものの、請求者の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求者が同期又は後輩の\*職として氏名を挙げた6人のうち、請求期間に厚生年金保険の加入記録を確認できた者はいない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000369号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000098号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から昭和59年8月1日まで

年金記録を確認したところ、請求期間に勤務していたA社の厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が記憶しているA社の所在地及び事業主の氏名が、同社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる事業所所在地及び代表取締役の氏名と一致している上、請求者が請求期間後に勤務した事業所から提出された請求者に係る履歴書の記載内容から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、同社は既に解散しており、閉鎖登記簿謄本で確認できる代表取締役及び取締役(請求者が氏名を挙げた取締役一人を含む。)について、住所を特定することができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認をすることができない。

また、請求者は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。